

令和3年12月3日

保護者様

川西市教育委員会

インフルエンザ及び溶連菌感染症罹患時の学校への届け出等について

日頃は市立学校の教育活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

これまで、児童生徒が学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合、医療機関を受診し、「治癒証明書(意見書)」を学校に提出していただくこととしておりましたが、学校感染症のうち、インフルエンザについては令和元年度から、溶連菌感染症については令和2年度から、「治癒証明書(意見書)」の提出を廃止し、保護者による届を学校に提出いただくこととしております。

つきましては、医療機関で受診し、インフルエンザ及び溶連菌感染症と診断をされた場合は、所定の用紙に保護者様でご記入いただき、学校に届け出ていただきますようお願いいたします。

届け出用紙は各学校にありますので、各自でご請求ください。また、右記QRコードおよび川西市ホームページ(下記URL)から書式データをダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/1000825/1014395.html>



※ **インフルエンザ・溶連菌感染症以外の学校感染症から治癒し、再登校する場合には、これまでどおり、医師が作成する治癒証明書(意見書)等の提出が必要です。**

【留守家庭児童育成クラブ在籍のお子さまの届け出提出先について】

- ・学校の授業がある日→学校へ提出してください。
- ・夏休み等の長期休業日→留守家庭児童育成クラブへ提出してください。
- ・土曜日や臨時休業日→まず留守家庭児童育成クラブへ提出してください。その日のうちに返却します。
登校日に改めて学校へ提出してください。

※ 発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談ください。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>